〇特例販売業者(歯科用医薬品)の取扱い品目について

(昭和六三年四月二一日)

(薬審二第三三七号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省事務局審査第二課長通知)

標記について、別添1のとおり東京都衛生局薬務部長より照会があり、これに対し別添2のとおり回答したので、参考までにお知らせする。

別添1

(昭和六三年三月二二日 六二衛薬薬第一一八二号)

(厚生省薬務局審査第二課長あて東京都衛生局薬務部長照会)

標記について、昭和薬品化工株式会社から、別添(略)のとおり一品目(サージカルパックN)の 追加指定の要望があつたので、取扱い品目として認めて支障ないか意見をお伺いします。

別添2

(昭和六三年四月二一日 薬審二第三三六号)

(東京都衛生局薬務部長あて厚生省薬務局審査第二課長回答)

昭和六十三年三月二十二日六二衛薬薬第一一八二号をもつて照会のあつたサージカルパックN については、歯科用医薬品を取扱う特例販売業者の取扱い品目として認めて差し支えない。